平成２９年（フ）第３０９号
静岡県伊東市荻471番地の563
破産者　有限会社鳶鈴木組
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２７５号
大阪府貝塚市石才38番１号
破産者　有限会社カズモータース
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３４０号
大阪府泉南郡熊取町大久保南１丁目1733番地の９－308
破産者　株式会社石野商店
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４４８号
大阪府岸和田市中井町１丁目９番２号
破産者　有限会社コトブキハウジング
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４５５号
大阪府岸和田市下池田町１丁目６番30号
破産者　有限会社和気工業所
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１４９５号
札幌市豊平区中の島２条９丁目４番25号
破産者　株式会社スーク札幌
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６０４号
東京都豊島区西池袋２丁目30番20号音羽ビル４階
破産者　有限会社リスマック
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０６１号
横浜市神奈川区子安通２－284
破産者　株式会社ミツワ総業
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３号
福井市日之出４丁目７番２号
破産者　小林縫製株式会社
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４９５号
名古屋市東区葵３丁目11番６号　セントラル桜通葵ビル３Ｆ
破産者　株式会社ミカサセミナー
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３００３号
大阪府摂津市三島２丁目１番19号
破産者　星山興業株式会社
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３０号
神戸市中央区磯辺通４丁目２番８号田嶋ビル８階
破産者　株式会社ＲａＭアソシエイツ
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２０号
兵庫県姫路市網干区新在家334－15、商業登記簿上の本店所在地兵庫県姫路市網干区余子浜２番地
破産者　古西建設株式会社
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１３９号
兵庫県姫路市網干区新在家334－15、商業登記簿上の本店所在地兵庫県姫路市網干区余子浜２番地
破産者　有限会社グランドホーム
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４２８号
兵庫県加古川市尾上町養田南1505番地
破産者　有限会社積和
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４０号
島根県出雲市長浜町659番地34
破産者　株式会社ヱビス水産
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第７３号
高知市若松町８番４号
破産者　株式会社興文堂書店
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３３１号
高知県安芸市本町２丁目11番15号
破産者　株式会社マルオカ
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９４号
高知県香南市赤岡町183番地８
破産者　有限会社マルハ別府商店
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１１号
北海道北斗市本町６丁目343番地の６
破産者　有限会社北斗
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第９９号
茨城県那珂市竹ノ内２丁目３番地15
破産者　常栄商事株式会社
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所